

目黒区と大塚製薬株式会社との健康づくりに関する連携協定書

目黒区（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動により、区民の健康づくりを通じて、区民サービスの向上及び地域活力の増進に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）区民の健康増進に関すること。
- （2）熱中症対策に関すること。
- （3）女性の健康に関すること。
- （4）子どもの健康教育に関すること。
- （5）高齢者の健康寿命延伸に関すること。
- （6）その他、両者が協議し、必要と認めること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係法人などに実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙が、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この本協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の秘密事項を、本協定の目的外に利用してはならず、かつ第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年7月17日

甲： 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
東京都目黒区
目黒区長

乙： 東京都千代田区神田司町2丁目9番地
大塚製薬株式会社
首都圏第一支店
支店長